

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係(担当)]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第 95 号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「内閣府令」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

概 要

1 虐待に関する通報義務の創設に伴う文言整理

児童福祉法等の一部改正に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設されたことにより、生じた引用規定の項ずれを修正します。

2 地域限定保育士に係る規定の整理

児童福祉法等の一部改正に伴い、国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたため、規定の整理を行います。

3 乳幼児健康診査に係る規定の整理

市町村が行う乳幼児健康診査の結果を利用して健康状態を確認するときは、家庭的保育事業者等が健康診断の実施を省略できることとされたため、規定の整理を行います。

4 連携施設に関わる経過措置の延長

家庭的保育事業者等が連携協力を行うべき連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)の確保に関する経過措置を 5 年間延長します。
(施行期日：公布の日)

背景・経過

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童への対応の強化を図るため、児童福祉法等の一部が改正され、保育所等の職員による児童等への虐待を通告義務の対象とするとともに、国家戦略特別区域内に限定されていた地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われました。これに伴い、内閣府令も改正されました。

次に、こども家庭庁が実施した調査により、一定程度の保育所等が保護者の同意を得て、0 歳から 2 歳児までの乳幼児健康診査結果を健康状態の確認に活用していることが明らかになったことを踏まえ、各保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するため、内閣府令が改正されました。

そして、家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、子ども・子育て支援新制度が開始されてから 10 年間は、連携施設を確保する必要がないこととする経過措置が設けられていますが、連携施設に係る同措置が終了した場合、連携施設の設定要件を満たさなくなる施設がいまだ多い現状を踏まえ、同措置を延長することとし、内閣府令の改正が行われました。